

市町村支援の状況について

各省庁による市町村支援の状況

- ◆ 各省庁により、各専門家による人的支援の仕組みは構築されており、今回の地震においても派遣された

【国が派遣した主な要員】

- 防衛省・自衛隊
- 海上保安庁
- 農林水産業被害調査等（農林水産省）
- 緊急災害対策派遣隊（国土交通省）
- リエゾン（各省庁）

【国等の関与により派遣調整された主な要員】

- 緊急消防援助隊（消防庁）
- 警察災害派遣隊（警察庁）
- 医療対策要員（DMAT等）
- 給水・応急復旧要員（日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会）
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（環境省）
- 応急危険度判定士（国土交通省）
- 農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）

内閣府における市町村支援の主な取組

- 「地方都市等における地震対応のガイドライン」（平成25年8月）
- 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）
- 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）
- 「市町村のための水害対応の手引き」（平成28年6月末公表予定）

災害時相互応援協定及び受援計画の策定状況

- ◆ 地方公共団体においては、相互応援協定の締結により、相互に連携が取れるようになっている。
- ◆ しかしながら、受援計画の策定については進んでいない状況。

【主な地方公共団体の相互応援協定】

- 九州・山口9県災害時応援協定
- 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援協定
- 九州九都市災害時相互応援に関する協定
- 21大都市災害時相互応援に関する協定
- 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

【地方公共団体相互の応援協定の締結状況】

- 都道府県 39協定が締結
- 市町村 1,705団体（97.9%）が締結

出典：「地方防災行政の現況」（消防庁、平成27年4月）

【地方公共団体における受援計画の策定状況】

- 都道府県 約4割 12／29都道府県
- 市町 1割強 19／168市町

出典：「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～勧告（概要）」（総務省、平成26年6月）

（参考）市町村支援の課題と今後の対応

※水害時における避難・応急対策の在り方について（報告）（H28.3）より抜粋

【顕在化した課題】

- ・被災市町村は膨大な災害対応業務を実施しなければならないが、初めてであることが多く、自らも被災しており、意思決定が遅れがち
- ・確立された専門分野毎に支援は来るが、市町村の意思決定の支援、町職員と外部支援者とをまたいだ総合調整の支援は弱い

○市町村の受援体制の確立

「市町村受援計画作成ガイドライン」（仮称）の策定
都道府県による受援調整の仕組み

○被災市町村の災害対策本部運営に関する助言の仕組みの検討

「被災市町村支援チーム」（仮称）の派遣
被災市町村首長の指揮下で、参謀や手足となる役割

災害対策基本法及び防災基本計画における 災害時相互応援協定及び応援・受援計画等に係る関連規定

災害対策基本法

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※災害予防責任者とは、災害対策基本法第四十七条において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

(都道府県地域防災計画)

第四十条

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

(市町村地域防災計画)

第四十二条

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

防災基本計画

○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

○地方公共団体は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

○市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

○都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

災害時相互応援協定の締結状況について

H25 内閣府調べ

自治体名	協定名	締結自治体
熊本県	九州・山口9県災害時応援協定	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県，山口県
熊本県	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援協定	九州地方知事会、関西広域連合
熊本県	熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書	静岡県
熊本市	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会，熊本県町村会
熊本市	九州九都市災害時相互応援に関する協定	福岡県 北九州市，福岡県 福岡市，佐賀県 佐賀市，長崎県 長崎市，大分県 大分市，宮崎県 宮崎市，鹿児島県 鹿児島市，沖縄県 那覇市
熊本市	熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	兵庫県 尼崎市
熊本市	熊本市及び福井市災害時相互応援協定	福井県 福井市
熊本市	熊本県都市災害時相互応援に関する協定	熊本県 八代市，熊本県 人吉市，熊本県 荒尾市，熊本県 水俣市，熊本県 玉名市，熊本県 山鹿市，熊本県 天草市，熊本県 菊池市，熊本県 宇土市，熊本県 上天草市，熊本県 宇城市，熊本県 阿蘇市，熊本県 合志市
熊本市	島原市及び熊本市災害時相互応援協定	長崎県 島原市
熊本市	21大都市災害時相互応援に関する協定	北海道 札幌市，宮城県 仙台市，埼玉県 さいたま市，千葉県 千葉市，東京都 一，神奈川県 川崎市，神奈川県 横浜市，神奈川県 相模原市，新潟県 新潟市，静岡県 静岡市，静岡県 浜松市，愛知県 名古屋市，京都府 京都市，大阪府 大阪市，大阪府 堺市，兵庫県 神戸市，岡山県 岡山市，広島県 広島市，福岡県 北九州市，福岡県 福岡市
西原村	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会，熊本県町村会
西原村	熊本県阿蘇郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 阿蘇市，熊本県 小国町，熊本県 産山村，熊本県 山都町，熊本県 南小国町，熊本県 高森町，熊本県 西原村
南阿蘇村	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会，熊本県町村会
南阿蘇村	熊本県阿蘇郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 阿蘇市，熊本県 小国町，熊本県 産山村，熊本県 山都町，熊本県 南小国町，熊本県 高森町，熊本県 西原村
嘉島町	熊本県町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会，熊本県町村会
嘉島町	熊本県上益城郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 御船町，熊本県 益城町，熊本県 甲佐町，熊本県 山都町
益城町	熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会，熊本県町村会
益城町	熊本県上益城郡町村災害時相互応援に関する協定	熊本県 御船町，熊本県 甲佐町，熊本県 山都町，熊本県 嘉島町

内閣府における市町村支援の主な取組

地方都市等における地震対応のガイドライン(平成25年8月)

【目的】

災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておくなど災害発生前に対策を講ずるとともに、災害発生時には対応状況(指示、確認)をチェックすることによって、災害対応の効率・円滑化を図る

【特徴】

災害対応の各段階(準備、初動、応急、復旧、復興)において、地方公共団体が実施すべき対応(18の対策項目)をチェックリスト形式で記載

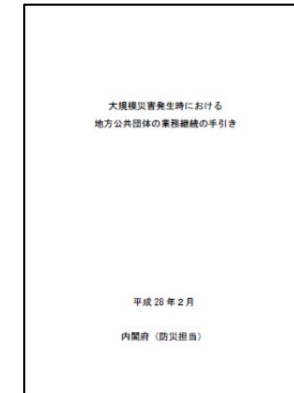


大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(平成28年2月)

【特徴】

近年の災害事例等を踏まえ、地震のみならず、自然災害一般を対象としたもの

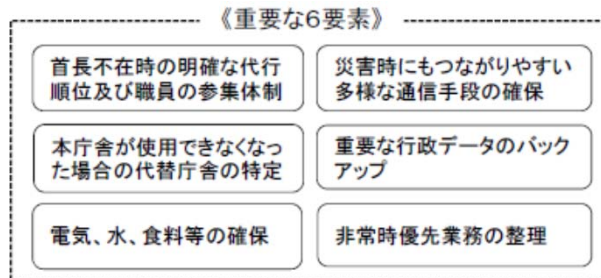
- 対象とする災害を地震以外にも拡張
- 東日本大震災の教訓を踏まえた見直し
- 平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえた見直し
- 業務継続計画策定の際の検討手法や事例の充実
- 手引きと解説を合冊し、構成を見直すことにより、使い勝手を向上



市町村のための業務継続計画作成ガイド(平成27年5月)

【特徴】

- 人口が1万人に満たないような小規模市町村であっても作成いただきたい事項(重要6要素)をまとめた
- 計画を策定する上で参考となる事例を整理



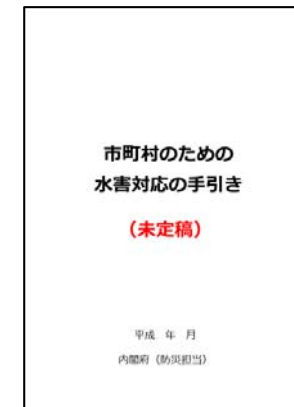
市町村のための水害対応の手引き(平成28年6月末公表予定)

【目的】

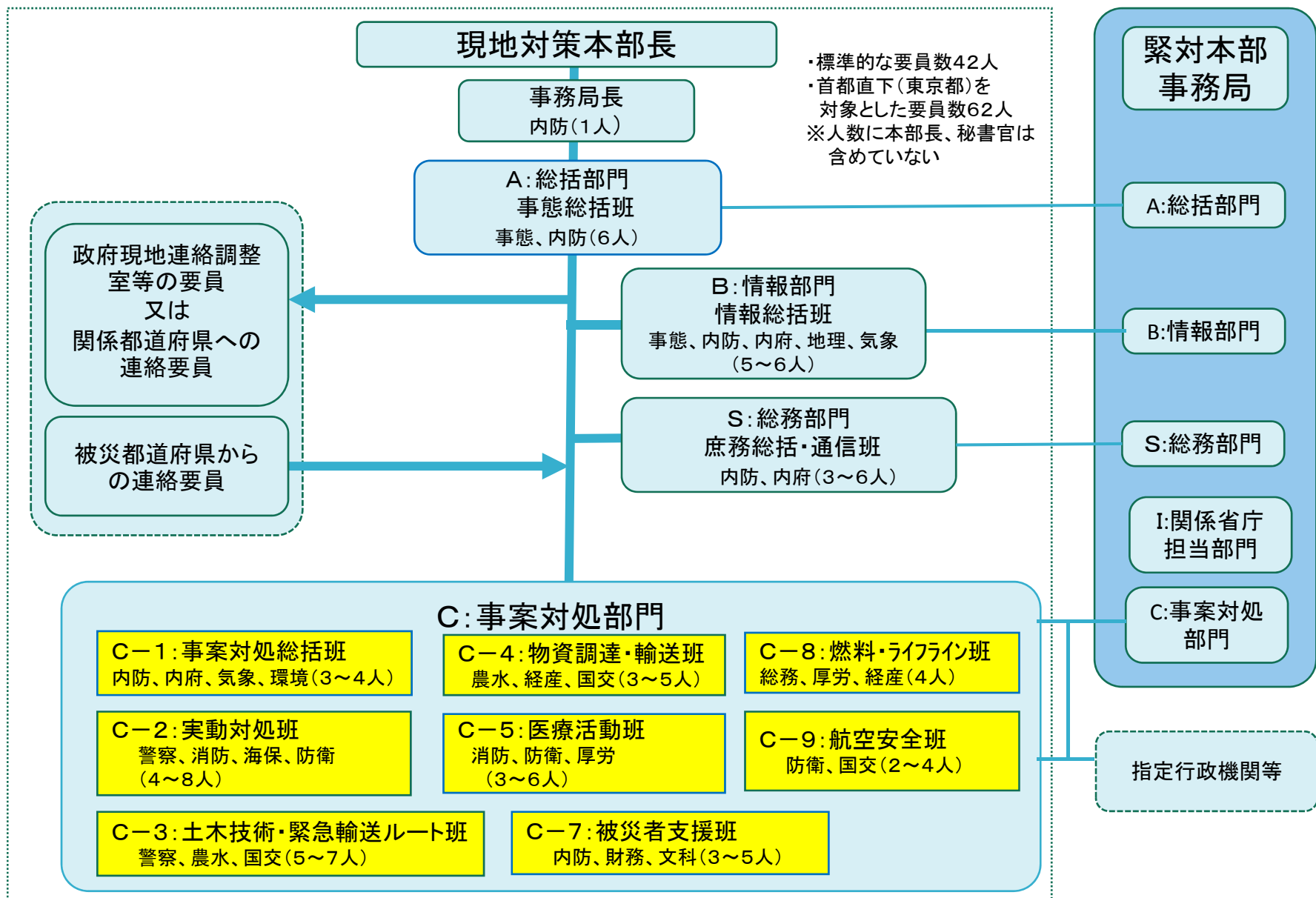
市町村が水害時にとるべき対応のポイント等を示すことで、市町村の災害対応を支援するために策定したもの

【特徴】

- 関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題も踏まえ、平時の備えから災害対応の初動、応急対策、復旧に至るまでの間、市町村がとるべき災害対応のポイント等を解説
- 全国の参考事例を紹介、より専門的な通知やガイドラインの入手先、国の問合せ先を掲載



現地対策本部の部門及び班の編成イメージ【標準】



※現地対策本部員については、本部長、事務局長(審議官)以外は、現地対策本部要員(A部門~D部門)として兼務